

平成24年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）									
招集年月日		平成24年6月7日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時		開会	平成24年6月14日13時31分				議長	後藤 信 八	
及び宣告		散会	平成24年6月14日14時05分				議長	後藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1番	神 前 輔 行		出	8番	大 山 勝 代		出	
	2番	久保山 義 明		出	9番	片 山 一 儀		出	
	3番	牧 蘭 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出	
	4番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出	
	5番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出	
	6番	重 松 一 徳		出	13番	後 藤 信 八		出	
	7番	鳥 飼 勝 美		出					
会議録署名議員		5番	河 野 保 久			6番	重 松 一 徳		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 古 賀 敏 夫			（主幹） 鶴 田 し の ぶ			（書記） 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			健康福祉課長			眞 島 敏 明	
	副 町 長	田 代 正 好			こども課長			内 山 十 郎	
	教 育 長	大 串 和 人			農林環境課長			松 雪 靖 弘	
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			まちづくり推進課長			天 本 正 弘	
	企画政策課長	木 村 司			会 計 管 理 者			毛 利 俊 治	
	財 政 課 長	城 本 好 昭			教育学習課長			内 山 敏 行	
	税務住民課長	天 本 政 人							
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 総務文教常任委員長報告（付託議案第17、18、19、20、23、25号議案） |
| 日程第 2 | 厚生産業常任委員長報告（付託議案第20、21、22、24号議案） |
| 日程第 3 | 討論・採決 |
| 日程第 4 | 意見書案第 6 号 教育予算の拡充を求める意見書 |
| 日程第 5 | 所管事務等の調査について |

～午後 1 時31分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る12日より休会中の本会議を開議します。

去る6月11日の議案審議の際の松石議員の一般会計補正予算に関する質疑への答弁について、内容訂正の申し出がありましたので発言を許可します。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

6月11日の本会議での第20号議案、平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）議案審議での松石議員の質問におきまして、誤って答弁申し上げた点がありましたので、申しわけございませんが、時間をいただいて訂正させていただきます。

8款2項2目15節工事請負費、本桜・城の上線道路改良工事における財源内訳での起債額を1,080万円と答弁をいたしましたが、正しくは480万円でございます。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（後藤信八君）

以上の訂正でよろしゅうございますか。訂正を認めます。

日程第1～2 総務文教常任委員長報告・厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、ただいまより総務文教常任委員会の審査報告を行います。

付託されました

第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正について

第18号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第19号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

(歳入全般及び歳出 1 款、2 款、7 款、9 款、10 款、14 款)

第23号議案 専決処分の承認を求めることについて

(基山町税条例の一部を改正する条例)

第25号議案 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度基山町一般会計補正予算(第7号))です。

本委員会は、6月11日付付託された上記の議案を審査の結果、第17、18、19、20、23、25号議案は原案を可決・承認すべきものと決定しました。会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第17、20号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正について

住民基本台帳法の一部が改正され、また、外国人登録法が平成24年7月8日で廃止されることにより、外国人も日本人と同様に住民基本台帳に登録されることになる。また、外国人の印鑑登録についても日本人と同様である。ただし、外国人の印鑑登録に限っては、一定の条件での通称による登録が可能であるとの説明を受けた。

第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算(第2号)中付託分

(歳入全般及び歳出 1 款、2 款、7 款、9 款、10 款、14 款)

歳 出

(2 款 1 項 6 目 13 節)

協働のまちづくり推進事業委託料84万円について、過去3年間で1,800万をかけており、その評価もなく続けられているが、その内容をただしたところ、コミュニティ支援のため2地区に5回、地域担当職員制度に関する職員研修に2日間で4回考えているとの説明を受けた。委託先の選定についてただしたところ、昨年の継続として同業者を考えるとの説明を受けた。

今までまちづくりに関して職員研修を実施しており、当委員会はそのスキルを活用しスキルアップを図るため、既に研修を受けた職員で事業を実施するよう強く要求した。

(10 款 2 項 3 目 18 節)

(10 款 2 項 4 目 18 節)

(10款3項2目18節)

小中学校の教材備品合計662万円について、その見積価格と内容をただしたところ、電子黒板は付属品込みで107万円を各小学校に1台、中学校に2台配置する。デジタル教科書は小学校の国語6万5千円、算数5万円を各小学校の6年生、中学校は国語6万5千円、数学7万円を3学年に配置するとの説明を受けた。

また、県補助金についてただしたところ、県の補助金はない。ただ、教職員のために支援員を県が各地区に配置しているとの説明を受けた。

(10款4項4目1節)

図書館等建設検討委員会委員報酬14万3千円に関し、まちづくり基本条例で重要な施設については町民の意見を聞くようになっているが、その対応についてただしたところ、町民の意見を聞くのが基本であり、パブリックコメント、意見交換会、審議会などの方法で聞くとの説明を受けた。

また、前回の検討委員会の委員との関連についてただしたところ、委員構成は白紙から始める。できるだけ早く結論を出したいが、委員会開催を5回に限定するものではないとの説明を受けた。

委員会名に「建設」が入っているが、まだ建設するかどうかの検討も終わっていないのではないかとただしたところ、名称については検討するとの説明を受けた。

委員会としては、図書館等建設検討委員会設置要綱については、名称や所掌事務等を含め慎重に検討し見直すよう要望いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告にかえさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

今回付託されました

第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳出2款1項7目、3款、4款、6款、8款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第22号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

本委員会は、6月11日付付託された上記の議案を審査の結果、第21、22、24号議案は原案を可決・承認すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第20、21、22号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分
（歳出2款1項7目、3款、4款、6款、8款（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

歳 出

（2款1項7目19節）

70歳以上交通災害共済負担金5万円の追加予算について、加入者数についてただしたところ、予定では対象者の35%（983人）を想定し予算措置をしていたが、6月1日現在で997名の申込みがあった。今回100名分と追加したとのことである。増加した要因についてただしたところ、民生委員の協力により代行申請をしてもらっているものでふえているのではないかと説明を受けました。また、民生委員の代行申請者数は203名でございます。

8款2項2目15節、17節、22節

本桜・城の上線道路改良工事費4,900万円、用地購入費1,200万円、物件等移転補償費300万円について、年次別事業費、地元説明会質疑資料等をもとに説明を受けました。委員会としては、工事計画を進める上で地元住民の不安に十分配慮して行うように要望いたしました。また、委員会では埋め立て後の土地が有効に利用できるような道路法線の検討を求める意見がございました。

第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳 出

8款1項1目7節

臨時雇い賃金2万9千円についてただしたところ、嘱託職員の通勤手当の追加であるとの説明を受けました。職員の募集は、広報、ホームページで行い、大学、看護協会、ハローワ

ーク等へお願いをしておりますが、近隣市と比較され、公募の人員が集まらないとの説明を受けました。委員会としては、優秀な人員を確保するためにも近隣市と同等以上の待遇を提示するように強く要望をいたしました。

第22号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

下水道事業について、公営企業会計への移行、下水道事業計画の大幅な見直しなど大きな事業を抱えていることを考慮し、職員数の適正な配置がされるよう今後の検討が必要だとの意見がまたありましたし、要望もいたしております。

以上をもちまして、厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

何の件ですか。報告についてですか。動議ですか、それは。（「いや、質問です」と呼ぶ者あり）片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、委員長報告があった交通災害共済負担金の民生児童委員代行申請ですね、これは委任状をとってやられているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

委員長報告に対する質問は、審議経過とかそういうことに対しては認められておりますけれども、執行部に対する質問は認めておりません。どうしてもというのだったら、通すけれど。基本、原則は。わかりますか、いいですか。（発言する者あり）それはもう別な形で質問なり確認ください。今回は認めません。

以上で各委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

日程第3 討論・採決

○議長（後藤信八君）

日程第3．討論・採決を行います。

第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論のある方は挙手願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第17号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって第17号議案、基山町の印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正については可決されました。

第18号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）片山一儀議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

18号議案について、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対する立場で討論いたします。

基山町就学指導委員会規則の組織に、心理療法士1名を加えることに異論はないのでありますけれども。本委員会の目的を十分に分析・熟慮して組織を見直すべきであると思います。委員長報告の資料として、委員長はその規則までとらえた。そこまで審議をしたのですが、某議員が、私はその参考意見として出すべきだと言ったのですが、某議員が「これは条例の改正についてだから不要だ」という発言をしました。しかしながら、委員会で専門的な事項について、まあ内容はこれは厚生産業委員会の内容自体は所掌だと思うのですけれども。やっぱりそういうところまで審査をしないことには具合が悪い。要するに、なぜ審査、資料の請求、このような論法では議会不要論をまぬかれない。やはり議会はこういうところまできちっと審査をして、賛成か反対かと言さなければいけない。私はこう思うのです。したがって、この内容から全部審査をすると、本会議でも異論がありましたが私はこれはもう一回元へ差し戻して、この議案は審議すべきだとこのように考えております。内容的には、厚生産業常任委員会にもかかわる。ただ、法律自体は総務常任委員会ですけれどもね。そういう点でこれは反対せざるを得ないという形で意見を申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論、賛成討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないですか。ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第18号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって第18号議案、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については可決されました。

第19号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。討論される方ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第19号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第19号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議については、可決されました。

第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

反対ですか、賛成ですか。（「反対です」と呼ぶ声あり）反対討論です。片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

24年度一般会計補正予算（第2号）については、基本的には総論賛成、各論反対という。某議員流に言えば、すべてに反対しているわけじゃありません。行政のレベルは議会、議員のレベルだという言葉があります。その観点から討論をいたします。

同僚議員に向かってではなくて執行部に向かって申し上げたいという気持ちなのですが。

全般として、予算の調製権は町長にありますが、その予算調製における査定が疎漏であると言わざるを得ない。また、予算要求においてその見積もりが慎重にされた気配がなく、かつ全体計画、事業の全体計画あるいは予算要求の必要性が明確でなく、かつその多分説明資料も十分に準備されずに予算要求をされているんじゃないかと伺える姿勢がたくさんあります。予算の必要性を検討されずに査定されていると言わざるを得ない。これは国民住民の税を大切に運用するという姿勢が薄いというか、ないというかそういうふうに感じるわけであります。町長は健全財政と言われますが、掛け声だけでなく税収が低減する現在、実質的に厳しく査定を行い、効率的・効果的な運用に努めるべきだと考えております。

以下例示をして申し上げます。

歳出1款1項1目、通信運搬費について。通信運搬を定額で査定されているが、実額で査定すべきであります。また、実額というのは割引があった料金、またそうなるようにまとめればいい話であります。そして、厳しい財政でもっとその財政を効率的に効果的に運用できるようすべきだというふうに思います。

例示の二つ目。歳出2款1項6目13節、協働のまちづくり推進事業委託料は、安易に業務委託するものでこれは先ほど総務常任委員長からも委員長報告でありました。職員行政のリテラシーの向上を阻害するので執行されないことを私は望みます。

第3。歳出8款2項2目15節、本桜・城の上線道路改良工事の計画で資料を出されておりますが、南北が逆さまであります。日本の地図は北が上に来るのが一般的な常識ですね。執行部の事務は目的の確立、必要性の見積もりがなされず、作業においてもずさん拙劣であると私は考えます。特殊な目的があれば、上下逆さにすることはあります。これは有名な極東の航空写真があります。そういうことをやっぱりやっていただかなければいけない。

それから第4、四つ目の例示。歳出8款3項3目15節、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業工事計画は、いろんなやりとりの関係でわかったことですが、優先順位の見積もり、比較検討という手順、すなわち見積もりの思考過程をきちんとされていると言えない。事務のやり方、方法を見直すべきであろうと思います。

第5。まあ、今のことはあんまり大した予算そのものではないのですが、申し上げます。例示第5、これも委員長報告にありましたが、歳出10款4項4目1節、常任委員長の報告は要望をしたということであったのですが、私はこれは反対の立場で申し上げます。図書館建設検討委員会、報酬は5名分を計上されております。第4次総合計画、24年から26年

度の実施計画では図書館建設事業として教育学習課24年度は検討になっております。図書館建設検討委員会設置要綱は、その全般の運用見積もり、大綱計画もなく、単に委員会を誤解するだけの予算にしか計上されております。施設建設は新たに定めたまちづくり基本条例の手順を経なければならないし、また行政財産の建設権限は教育委員会にはないと私は理解をしております。このように、責任と権限、あるいは時代の変化を考慮せず、図書館建設検討委員会設置要綱案とはいえ提出されております。提出された案はオーサライズされた案ではないというふうに理解をしました。そのようなものを提出すること自体もいかなることかと思えます。本事業は、根本から見積もりを入れ直し、全体の計画を作成し、その目的を確立して必要性を検討し直す必要があると私は考えております。

今例示しましたことは、一例示であります。基本的にはやはり見積もり、計画、ここらあたりをしっかりといただきたいというのが、私のこの場を借りて反対討論する目的であります。

以上、終わります。

○議長（後藤信八君）

ただいま反対討論がありましたが、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第20号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

あれ、それはおかしい。（「それはおかしい」と呼ぶ者あり）ちょっともう一度。（発言する者あり）はい、座って結構です。

全員起立と認めます。よって、第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）は、可決されました。

第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第21号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、可決されました。

第22号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論される方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第22号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第22号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）は、可決されました。

第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第23号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第24号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は承認です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第25号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））は、承認することに決定しました。

日程第4 意見書案第6号

○議長（後藤信八君）

日程第4．意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。

これより、採決します。意見書案第6号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

賛成多数と認めます。よって、意見書案第6号は採択と決しました。

日程第5 所管事務等の調査について

○議長（後藤信八君）

日程第5. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本案を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして平成24年第2回定例会を閉会します。

～午後2時05分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後 藤 信 八

基山町議会副議長 林 博 文

基山町議会議員 河 野 保 久

基山町議会議員 重 松 一 徳